

東アジアの安全保障・地域的安全保障の課題

- 同盟・ウェブ型安全保障・協調的安全保障の「地域的文脈」と戦略的融合性の模索 -

神保 謙

(日本国際問題研究所研究員)

1 はじめに - 地域的安全保障の成立条件と東アジアの戦略環境

(1) 地域安全保障の成立条件と主要国の秩序像の対立

東アジアを北東アジアと東南アジアに分けて考えた場合、両者には地域的な共通性と、互いを分け隔てる特質が存在する。東アジアでは近年、地域としての一体性を模索するリージョナリズムが興隆しつつあり、1997年より開催されている ASEAN+3 首脳会議はその萌芽といえる。東南アジアにおいても ASEAN を中心として、問題領域に応じた機能主義的な地域グループが形成されている。しかし、戦略環境という視点から考えた場合、「北東アジア」は勢力均衡的な国際関係が依然として継続しており、冷戦期の残滓としての二つの分断地域（朝鮮半島・台湾海峡）が未だに国際政治の焦点となっている。しかし、これらの紛争要因を効果的に防止し、緊張を緩和させる地域安全保障のシステムの構築は一向に進展していない。

多国間で安定的な国際秩序が形成されるためには、主要国が平和と安定に対する共通の秩序観を持つこと、そのための安全保障上の国際ルール（明文化・あるいは暗黙の）を持つことが重要な要素となるが、北東アジアでは主要国が依然として共通のシステムとアプローチを受け入れる段階には至っていない。それは、北東アジアに関与する主要国間に、地域安全保障の秩序像をめぐる対立点が根深く存在するからである。

地域安全保障をめぐる第一の対立点は、「同盟と国際協調主義をめぐるアプローチの差異」である。米国とその友好国は、冷戦後も同盟関係が安定に有効に寄与すると考え、日米同盟を中核とする同盟ネットワークを「意義変化」させながら維持している。しかし、中国、北朝鮮などは、同盟関係が冷戦時代の遺物であり、相互不信から生じる「安全保障のジレンマ」を生み出し、東アジア諸国間の対立を助長すると捉えている。例えば中国は2000年の国防白書において、アジア太平洋地域の安全保障に否定的な影響をもたらす要素として、米国による軍事プレゼンスと二国間同盟の強化を挙げている。

第二の対立点は、「平和と安定の維持に対する多国間協力のありかた」を巡る問題である。中国をはじめ東アジア諸国の多くは、植民地からの独立が基盤となって第二次大戦後の国家建設を経たことから、主権概念と内政不干涉原則に関するセンシティブリティが依然として高い。安全保障分野における国際協調にも慎重で、例えば ASEAN 地域フォーラム（ARF）における安全保障協力のペースが、「全ての参加国が受入れ可能な漸進的なもの」と

ならざるをえない淵源となっている。現在の地域的安全保障協力は、人道的介入のあり方をめぐる議論は端緒につかず、予防外交や国連の平和維持活動に対していかに地域的に対応するかといった議論も、まだ始まった段階に過ぎない。

第三の対立・相違点は、「共通の地域安全保障システムを導入した場合の相対利得をめぐる認識の差」である。軍備管理の理論を例にとれば、軍備管理が成功するためには 関係国全てが、少なくとも「より悪くならない」と考えることが可能なこと、違反の発見（検証措置）が保証されていること、違反に対する制裁の行使を可能にすること、軍備管理の導入が各国の政治的損失を一時的にも伴わないこと、が条件となってくる。

しかし、東アジアは日本・韓国・北朝鮮・中国・台湾等の当事者のほかに米国・ロシアなどの大国・中小国が複雑に権益を有しており、これら軍事的レベルと関与レベルのきわめて異なる当事者同士の軍備管理は容易ではない。また、実効性が高い措置の導入ほど、各国の受け入れる政治的コストが高くなり、さらに軍事レベルの固定化が決して当事者間の利益となるとも限らない。加えて、中小国の国防政策には、自らの軍事情報を公開せず、相手の戦略計算を複雑化させることによって、抑止効果を高めようとする傾向が強くみられる。

以上のような、地域的安全保障の成立する条件と、その秩序像をめぐる三つの対立点は、東アジア（とりわけ北東アジア）が共通のアプローチを導入することの著しい困難を描き出している。実際、実効的な地域安全保障が機構や組織として、広く東アジア諸国に受け入れられるには、長い時間が必要とされよう。

(2)本報告の視点

現在、東アジアの平和と安定のための国際秩序（具体的なシステム・アプローチ）が共有されるには至っていないが、日米中（露）の大国間関係の（安定的）維持、東アジアの経済発展と相互依存関係の深化、東アジア諸国の相対的な政治安定、というそれぞれの要素が地域情勢を下支えしている。そして、過渡期の秩序は、～ をいかに安定的に管理するかという諸国の努力にかかっている。

しかし、(ア)現状変更を求めつつ(anti-status-quo)、経済発展と共に国内不安を抱える大国（中国）、(イ)経済危機を抱えながらも、先軍革命路線を継続する国家（北朝鮮）、(ウ)政治危機と国家分裂の危機に直面する国（インドネシア）などの諸要素は、～ の安定的管理を著しく難しくさせている。

現在の東アジア（とりわけ北東アジア）は、想定されうる安全保障上の危機に対して、その危機のレベルに応じた対応を制度として保証する体制が整っていない状況にある。地域安全保障が、当該地域の潜在的、顕在的な対立要因を十分認識して、その緊張を未然に緩和させたり、実際に紛争が発生した場合にはそれを解決するような仕組みは、いかなる構造によって構築可能なのか。これらの安全保障上の課題に「システム」として対応する枠組みを重層的に構築する必要があるのではないかと、というのが本報告の問題意識である。

そして、冒頭に述べたような主要国間に異なる秩序像が対立点として継続する以上、現存する枠組みをいかに「地域安全保障システム」として役立てていくかという視点と、対立条件下でも導入が必要な新たな枠組みは何か、という視点の双方が重要になっている。

そこで、以下では東アジアに現存する 日米・米韓同盟関係、 ウェブ型安全保障、 協調的安全保障の三つの安全保障の形態が、それぞれ「地域的文脈」をどのように模索しているのか、その現状と課題について素描し、冒頭に記した主要国の立場をめぐる対立にいかなる対処が可能かを試論したい。

2 日米同盟・米韓同盟とアジア太平洋「地域」概念

(1) 日米同盟・米韓同盟の地域的文脈

1996年4月の日米安保共同宣言で確認されたのは、共通の脅威への共同対処という明確な目標を失った同盟関係を、「共通の利益・価値」の追求を主眼とした同盟の再構築である。冷戦後の同盟は、脅威への武力対処を主眼としたかつての同盟より、多義的(Multi Functional)になっている。とりわけ顕著なのは、不透明性・不確実性のある地域情勢に、一定の戦略計算(Strategic Calculation)を提供し、その結果各国の外交・安全保障政策をこの関数の下に進めることができること、その結果地域協力の基盤としての安定的な抑止関係を提供できること、である。その意味で、日米同盟関係は東アジアの平和と安定を抑止関係の維持のみならず、地域協力の基盤を提供している、と評価することも可能である。共同宣言が日米同盟を「21世紀に向けてアジア太平洋地域において安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎でありつづける」ことを謳いあげたのは、まさにこの文脈においてである。歴史的にみて日米同盟は米韓同盟とは異なり、広く地域の安定に資するための多機能型であり、冷戦後この傾向はさらに顕著になっている。

1995年のナイ・イニシアティブ、96年の日米安保共同宣言、97年の日米防衛協力のガイドライン見直し等を経て、日米両国は同盟関係の再構築を進展させてきた。日本もまた95年の新防衛大綱の策定、いわゆるガイドライン関連法(周辺事態法、自衛隊法の改正、ACSA改訂、船舶検査法)の成立、TMD日米共同研究への着手、情報収集衛星の導入決定など、新たな同盟関係を支援する態勢を整えつつある。

東アジアにおける米国の同盟関係が、北東アジアにおいて「地域的文脈」での広がりを持つ重要な進展となったのは、1998-99年のペリープロセスと、その結果設置された日米韓三国調整グループ(TCOG)であろう。その結果、日米安保と米韓安保はヴァーチャルな三国同盟(Virtual Alliance)の性格を呈するようになった。当然ながら、日米韓協力の開始の契機となったのは、北朝鮮によってもたらされた挑戦であり、現在でもTCOGにおける最も主要な課題である。しかし実際には、TCOGにおける議論は単なる北朝鮮に対する三国間の政策調整を超え、より広範な地域安全保障の問題にも及んでいる。長期的な視点で

日米韓協力を捉えた場合、三国の外交政策担当者と安全保障専門家は、日米韓の安全保障協力の枠組みのなかで、より幅広いアジェンダ設定を行っていくことが課題となるだろう。

今年6月に小泉首相はブッシュ大統領と会談し、「安全と繁栄のためのパートナーシップ」のなかで、日米両国が東アジアの安全保障の様々な課題について戦略対話を行うことを確認した。「両首脳は、これらの協議が地域の安全保障環境の評価並びに兵力構成及び兵力態勢、安全保障戦略、緊急事態における両国の役割及び任務並びに平和維持に関する協力等の分野に焦点をあてることに留意した」という文言にみられるように、日米がより対等な立場から戦略問題を協議する必要性を示したものである。日米韓三国協力の視点から考えれば、TCOGの枠組みにおいても東アジアの安全保障情勢全体を視点に入れた協議を緊密化させるべきであろう。それが、将来の北東アジアの情勢変化に対し、日米・米韓の同盟関係を「地域的文脈」において有機的に再構築する際の基盤となるであろう。

現在専門家の間では、将来の同盟関係をいかに地域的な文脈で再構築するかという視点で様々な議論が交わされている。例えば前米国国防次官補代理のカート・キャンベルは、「米国は、北東アジアの基地にほぼ全面的に依存する状態から、東南アジアやオーストラリアを含むアジア全域での多様な作戦上の配置や訓練様式を求めた大掛かりな転換に着手しなければならない」と述べ、シンガポール・フィリピン・タイ・オーストラリアとの安全保障協力の強化と、同盟強化を提言している。

しかし、このような構想も冒頭の同盟に関する主要国の見解の差（特に中国の見解）が存在する限り、「大掛かりな転換」には困難が伴う。こうした同盟ネットワークの拡大は、中国包囲網の形成と認識されやすいからである。キャンベル構想を実現するためには、米国との同盟関係・友好関係を結んでいる諸国間で、同盟の役割及び米軍の前方展開の役割についての、共通の認識を持つことが求められる。そして、冷戦後の同盟が地域の不確実性・不安定性に対処し、地域協力の基盤を提供するような、いわゆる「地域的公共財」のような役割を付与する再定義を、各国が協力して行う必要があるだろう。

(2)米国の対北朝鮮政策とサブ・リージョナルな軍備管理の展望

サブ・リージョナルな視点からいえば、朝鮮半島における信頼醸成・軍備管理をいかなるプロセスで進めていくかということが日米韓の同盟管理の視点からもきわめて重要である。米国ブッシュ政権が6月6日に発表した「北朝鮮政策の包括的見直し」では、北朝鮮の核活動に関する「枠組み合意」の改善された履行(improved implementation)、北朝鮮のミサイル計画に対する検証可能な規制及び北朝鮮のミサイル輸出の禁止、北朝鮮の通常兵器のもたらす脅威の削減、という三つのアプローチを包括的に進めていくことが提示された。

もっとも、これら核・ミサイル・通常戦力の三分野はいずれも交渉の難航が予想される。第一に、核兵器に関しては「枠組み合意の改善された履行」の意図を、米政府関係者は「IAEAの査察を確実に実行する」こととしている。1994年の枠組み合意では、北朝鮮の核開発凍結

の見返りに供与される軽水炉の建設がほぼ完了した後、原子炉が搬入される前に IAEA との査察協定を履行し、IAEA が必要とする全ての査察を受け入れなければならないことになっている。しかし、この査察の条件はあくまで軽水炉の主要なプロジェクトが完了することが前提となっており、そこにたどり着くまでには相当程度の時間を必要としている（当初の 2003 年の予定が大幅に遅れている）。米国としてはこの過去の核疑惑の解明と査察を重視し、実施時期を早める努力がなされると思われる。

第二に、ミサイル問題についてはクリントン政権末期で、合意の検証方法、生産、実験、配備が禁止されるミサイルの射程上限、配備済みミサイルの処置、北朝鮮への物的援助額についての対立が残された。また北朝鮮は開発計画の放棄に関しては明確な声明を避けている。

第三の通常兵器の軍備管理に関しては、北朝鮮の奇襲攻撃の危険性を減らすことを目的としており、実施されれば南北間の信頼醸成に寄与するであろう。しかし、北朝鮮側からみれば、通常兵器の軍備管理を南北間のみですすめることはおよそ考えられず、在韓米軍が交渉に含まれることは不可欠である。米国の戦域コミットメントが、前方展開(forward presence)と遠方投入(power projection)の双方で構成されていることを考えれば、欧州をモデルとした通常兵器管理（CFE 条約）の妥当性についても複雑な検討が必要となろう。

通常兵器の軍備管理に関する交渉に見通しがつき、韓国・北朝鮮・米国の三者による軍備管理が進められた場合、朝鮮半島における新たな戦略的安定のあり方を三者のみならず、在日米軍のありかたも含め検討する必要があるだろう。それは、在韓米軍と在日米軍の任務・役割分担の密接な連携を考えれば当然のことである。したがって、朝鮮半島における軍備管理に対して、「韓国・北朝鮮・米国」の三者枠組みと平行して、「日本・米国・韓国」の TCOG の枠組みが相互に連携をとらなければならないだろう。

3 米国の東アジア戦略（EASR）と新たな「ウェブ型安全保障」の模索

(1) デニス・ブレアの「ウェブ型安全保障」提案

米国は、日米・米韓を中心とする同盟関係の強化とは別に、アジア・太平洋における安全保障の新たな方向付けを模索している。それは、米太平洋軍司令官のデニス・ブレアらが提唱している「ウェブ型安全保障」と呼ばれるものである。

ブレアは「共通の安全保障上の課題に対し、地域の多面的なアプローチを発展させるべき」と述べ、そのために多国間での共同軍事協力を含む政策調整を発展させるべきであると提唱している。ブレア構想では、国家間協力の形態は必ずしも同盟条約に署名する必要はなく、また共通の敵や国家脅威も必要とされていない。

例えば、テロ、違法な麻薬取引、海賊行為、兵器の拡散などの国境を越える問題や、災害救助や捜索救難などの問題に関して、東アジアの各国が協調行動がとれるようにするこ

とを主眼に置いている。そして、現存する二国間同盟を基軸とはしながらも、東アジアに生まれつつある多国間協力（例えば日米韓協力、ASEAN+3、ARF 等）のような拡大した対話と協力のパターンに引き込むことによって、現在の二国間取り決めのシステムを、より開かれた安全保障関係の網（ウェブ）へと転換させることが可能であるとする。これを「ウェブ型安全保障」と呼称しているのである。

(2) 「チーム・チャレンジ」の試み

米国は本年 5 月に太平洋軍のイニシアティブによる多国間演習「チーム・チャレンジ 01」を実施した。これは従来から実施されていた米国の二国間の軍事演習（「コブラゴールド」（タイ）、「バリタカン」（フィリピン）、「タンデムスラスト」（オーストラリア））を繋げ多国間演習とし、日本、韓国、インドネシア、フィリピンを含む 22 ヶ国がオブザーバー参加した（中国は招待されたものの不参加）。この演習の目的は、多国間で国連の平和維持・執行活動、捜索救助、人道支援、災害対処、非戦闘員退避などの共同活動を訓練するものであり、紛争予防や危機管理の活動を主体とするものである。

興味深いのは、チーム・チャレンジのフェーズ I で、参加国からなる合同・統合任務部隊（CJTF）編成訓練が実施されたことである。CJTF は、欧州で北大西洋条約機構（NATO）と西欧同盟（WEU）が紛争の初期予防のために活動する緊急即応部隊として構想されているが、まだ実現していない。多国間同盟が確立している NATO において手間取っている構想を、すでに東アジアにおいて多国間演習として端緒についたことは、画期的とさえいえる。

米国防省が 1998 年 11 月に発表した「東アジア戦略報告」（EASR）では、「包括的関与」（comprehensive engagement）と題して、米国が人道救難活動や平和維持活動（PKO）への積極的な参加国でありつづけ、国境を越える脅威については、同盟国・友好国の積極的な協力を求めることが強調されている。今回のチーム・チャレンジの試みも、これらの分野における米国の関与の意思と、同盟国・友好国との協力関係の強化を狙った具体策と考えられる。また、同報告では「プレゼンス・プラス」（presence plus）という概念で、米軍の前方展開兵力が単に抑止と対処の機能を提供するばかりでなく、地域的な安全保障環境を「形成」（shape）する要になっているという認識を提示している。今回のチーム・チャレンジ構想は、米国がこのような認識に則り、東アジアにおける多様な安全保障問題に積極的に関与していく意思を通して、米国のプレゼンスの基盤を強化することにあるとみてよいだろう。

「ウェブ型安全保障」の最大の問題は、この構想に中国をどのように組み入れていくかにある。ブッシュ政権になっても、米国は大枠において中国を国際社会に取り込む関与政策を継続させており、EASR においても人道支援、災害救難、平和維持活動等に関して、中国との二国間協力の拡大を提唱している。米国がチーム・チャレンジに中国を招聘したのも、この対中戦略の延長線上に位置付けられると考えられる。しかしながら、本年 4 月

の米中軍機衝突事件（EP-3 事件）の余波を受けて、中国は参加を見送っている。実際のところ、米国のイニシアティブによって進められている軍事上の協力に対して、たとえそれが人道的な協力分野であるにせよ、中国は対応を決めかねているとみられる。中国が今後チーム・チャレンジに否定的な態度をとった場合、他の ASEAN 諸国も米軍との協力の拡大を消極化させる対応も考えられる。その意味で、米中の政治的信頼関係の構築は、「ウェブ型安全保障」の進展にも重大な影響を及ぼすと考えられよう。

4 協調的安全保障 - A R F の成果と課題

(1) 協調的安全保障と ASEAN 地域フォーラム

第三の地域的安全保障の形態は、協調的安全保障である。協調的安全保障(cooperative security)とは、不特定の分散した脅威を内部化しつつ、それが顕在的な脅威や武力衝突とならないように予防することを旨とし、さらに紛争の平和的な解決を図る枠組みを指す。協調的安全保障を特徴付けるのは、制度化された安全保障対話、安全保障に対する包括的アプローチ、信頼醸成措置、予防外交などの実施である。協調的安全保障は、集団安全保障とは異なって強制措置を含まず、もっぱら非対決的な方法を用いて加盟国に平和の構造を根付かせていこうとするものであるため、軍事的次元よりも政治、外交などの非軍事的な次元に重点が置かれる。

アジア太平洋地域の文脈で、この協調的安全保障の枠組みとして1994年に設立されたのが ASEAN 地域フォーラム（ARF）である。ARFは発足以来、アジア・太平洋地域の参加国を拡大させながら、政治体制や戦略環境の異なる国々間の信頼醸成措置（主に情報の透明性向上と交流の拡大からなる）を促進する枠組みとして機能してきた。かつて多国間安全保障協力が困難と見られてきたアジア・太平洋地域に、今やほぼ全ての主要国の参加を得た ARF は、ASEAN が主導する「会議外交」によって形作られた協調的安全保障の成果である。

ARF はこれまで域内の主要国全ての参加を得つつ、情報の透明性の拡大（国防白書発行、国連通常兵器移転登録制度の推進）、交流措置の推進（Mil-Mil交流、演習のオブザーバー）を促進してきた。また2000年の第7回ARFでは、北朝鮮が初参加し、北朝鮮が周辺諸国への関係改善の努力を継続するlinchpinとしての機能も加味された。

現在の ARF は第一段階の「信頼醸成措置」と第二段階の「予防外交」が重複した段階にある。ARF が多国間安全保障としての機能を強化し、安全保障上の懸念に対し各国が自発的に地域に貢献するには、この予防外交機能をいかに整えていくかが重要である。しかし、予防外交は ARF がこれまで「全ての国に快適なペース」で進めてきた会議外交に、変革を迫る意味を持っている。我々が ARF における予防外交をどのように確立することができるのかは、地域的安全保障の成熟化への試金石といえる。

(2)ARFの課題

A R F が予防外交を具体化させていくにあたり直面する第一の課題は、予防外交に関する制度化(institution building)である。実際、信頼醸成措置から予防外交へとA R F が実施可能な措置を拡大していった場合、制度化の問題は避けて通ることはできない。例えば、A R F 議長役の役割が強化されたとして、議長が事前に十分な情報を得、議長の活動を担保できる条件を整えるためには、継続的な情報管理と専門スタッフなどの準備が必要である。しかし、現在のような議長国ローテーション制の下でこのシステムを機能させることは困難であろう。A R F 議長が十分に活動するためには、作成された文書の管理、共同文書作成のための調整などの役割を担う事務局が必要となってくるはずである。

これまでA R F の制度化についてはオーストラリアやカナダが積極的に推進しようとしてきた反面、A S E A N や中国を中心とする諸国は「コンセンサスによる意思決定」「プロセスの漸進的進展」に重点を置き、性急な制度化に反対してきた。A S E A N からみれば、制度化の推進はこれまで自ら推進してきたA S E A N ウェイからの脱却を意味している。すなわち、制度化は議長国の拡大の問題とともに、A S E A N のイニシアティブを弱めかねないという懸念と常に隣り合わせなのである。A S E A N は今後この両者のジレンマに正面から取り組まなければならない。

第二の課題は、予防外交と内政干渉との関係であり、それに対する中国の態度である。中国はこれまで「A R F は信頼醸成を行う場であり、予防外交に移行するのは時期尚早である」と表明してきた。また、予防外交の概念と原則に対しても、とりわけ内政不干渉と領土保全の原則に対する強い固執がみられる。また人権問題や国際犯罪への対処を通じて国際社会が中国国内問題に介入することに対しても懸念を抱いている。中国からみれば、予防外交の議論の進展は、国際的な介入を正当化する手段となり、結果的に中国の主権を脅かす道具となりかねない。

しかし、中国がこれら原則に固執続けることはA R F の予防外交を必要以上に停滞させる危険がある。例えば東ティモールの独立に際する混乱状態のようなケースに将来のA R F は全く対応しないのでよいのであろうか。南シナ海で係争が発展した場合、互いが国内問題との主張を行った途端にA R F は機能しなくなるのであろうか。A R F がこうした地域固有の問題にあまりに対処できない姿を長期間続けた場合、A R F の存在意義が試練にさらされることは言うまでもない。A R F の予防外交に関する議論はこうした長期的な展望を見据えたうえで、将来実行可能な予防外交としての措置を、今後決定される予防外交の概念と原則が拘束しないようにする必要があろう。

第三の、とりわけ日米韓にとっての課題は、A R F における予防外交と、既存の二国間同盟を中心とする対処・抑止機能とどのように関連付けるかである。予防外交の議論を進めていく際にも、伝統的な安全保障の議論と予防外交の相互補完性を念頭においてはじめて、予防外交が現実性をもって国際安全保障に果たしうる役割を規定することができるからである。

以上のように、A R Fは異なる戦略的関心を持つ国々が、最大公約数としての協力を模索する枠組みである。それはいわば、異なるサイズと動力のエンジンを持つ巨大な飛行艇のようなものである。そしてその「離陸」は容易ではない。なぜなら、A R Fが安全保障協力を具体化しようとするれば、A R Fの基盤であったA S E A Nウエイの見直しは不可避だからである。そして安全保障協力を「快適なペース」の名の下に具体化できなければ、A R Fの求心力は徐々に低下していくだろう。A R Fが直面している課題は、「快適さ」を超える跳躍ができるかどうかなのである。

5 戦略的融合性(Strategic Convergence)の模索

これまで述べてきた 同盟、 ウェブ型安全保障、 協調的安全保障には、それぞれ異なる見地から「地域的」な安全保障への適用が試みられている。

今後の東アジアの安全保障を構想するにあたり、東アジアの安全保障メカニズムを重層的に作り上げ Multi-Layered Network Model 、そのそれぞれの層を強化し相互に補完すること 融合プロセス が重要である。国際関係の安定は抑止・対処型安全保障機能と、予防型のそれとが調和のとれた体制の上に成り立っている。A R Fが近いうちに強制力を持つ紛争解決の実施主体となることは考えにくい。であるからこそ、日米同盟（そして日米韓の政策調整）がアジア太平洋地域に対処・抑止の役割を提供し、それを基盤として現在の多国間安全保障協力が一定のアジェンダの下に促進されている。予防外交の議論を進めていく際にも、伝統的な安全保障の議論と予防外交の相互補完性を念頭においてはじめて、予防外交が現実性をもって国際安全保障に果たしうる役割を規定することができるからである。そのような観点から、我々は Multi-Layered Network Model を考える必要がある。

同盟と協調的安全保障は相互排他的ではなく、概念的にはある程度融合しうる。米国とその同盟国、友好国からみれば、同盟関係の管理を安全保障の中核に据えることは当然である。しかし、同盟関係が抑止の基盤となり、東アジア地域諸国が戦略的計算(strategic calculation)を制御された状況下では、多国間協調の気運が芽生える可能性が強い。国家間の協調は安全の確保を前提に成立つからである。その場合、多国間安全保障が東アジア諸国に開かれた国際秩序形成・維持の可能性を持つ場として、常に準備されていることが重要である。

同盟と協調的安全保障の関係性には三つの異なる考え方がある。安全保障メカニズムの中核を担っているのは同盟関係であって、A R Fのようなマルチラテラリズムは実質的には何も役立たない、いわゆる”Talk Shop”に過ぎないというもの。同盟関係が中核であることには代わりはないが、多国間安全保障は同盟関係を補完するというもの（いわゆる「二軌道戦略」と呼ばれるこの考え方は、日本の外交青書・防衛白書にみられる思考様式の基底であり、また 1996 年の「日米安保共同宣言」にも記述されている）。軍事的な同盟関係は冷戦後の世界に必要なく、多国間の安全保障を強化していかなければならないと

いう考え方（1997年に江沢民主席・エリツイン大統領の共同声明や、同じく97年のARFで銭其？外相が表明した「新しい安全保障観／新安全保障概念」にみられる考え方）である。米国の主流派は第一の考え方、日本政府は第二の見方、中国が第三の見方をそれぞれ代表しているといえる。

第一の考え方は、同盟関係を基軸にしすぎるあまり、同盟のネットワークの外にいる国々の反発を招きやすいという欠点がある。第二の考え方は、双方がどのように補完しあっているのかという概念が曖昧すぎるきらいがある。第三の考え方は、冷戦後の協調的安全保障を中核に据える考え方ではあるが、実際紛争が生じたときこれにどう対処するのかという実効的な視点を欠いている。

しかし、このそれぞれの立場を互いに守りつつも、東アジアの主要国が多層的なメカニズムを推進していくことのできる考え方も存在するのではないだろうか。それは、「異なる紛争の規模（intensity）に対応できる複数のメカニズムを整備すること」である。デズモンド・ポールは東アジアには大小異なる25の紛争があるとかつて指摘した。この中には朝鮮半島問題のような比較的intensityの大きいものから、タイ・ミャンマー国境問題や、インドネシアにおける民族自治運動のようなintensityの低いものまで多種多様に含まれている。これらの紛争が起きたときに、実際に機能しうるメカニズムは、現在のところ概念的には当事者同士の対応、同盟関係、国連の安全保障機能というメニューしかないが、ここに地域的な安全保障メカニズム、「ウェブ型安全保障」とARFにおける予防外交を推進していくことの意義を見出すことが可能である。

第一の意義は、米国の同盟関係による抑止体系を全ての紛争に適用させる必要はなく、またそうすべきでもないということである。第二の意義は、まさに中国の「新安全保障概念」の実践にかかっている。中国がこの新しい安全保障概念を促進するにあたり、中国ロシアの信頼情勢や、中央アジア諸国とのいわゆる「上海ファイブ」プロセスを重要視することは、歓迎すべきことではあるが、アジア・太平洋全域を代表するプロセスであるARFの進展により積極的となることは、この概念の実践には最も重要なことであると考えられる。そのためにも、中国が現在よりも、「ウェブ型安全保障」及びARFの予防外交に対して議論に積極的に関わるべきである。

「ウェブ型安全保障」及びARFの予防外交を、他の枠組みとの関係を整備することも重要な視点である。国連を中心とするグローバルな枠組み、東南アジアや南アジアにおけるサブリージョナルな枠組み、個々の二国間枠組みにおいても、同様のメカニズムは並行的に強化されなければならない。東アジアの紛争は多種多様であるからであり、そのためのメカニズムも多種多様に準備しなければならないからである。その意味では、ARFが他のメカニズムとのコミュニケーションチャンネルを整備して、有機的な連携関係をとっておくことが望ましい。

以上のような戦略的融合性を念頭に置きながら、それぞれのメカニズムが連携関係を模索してはじめて「地域安全保障」に関する秩序に関する主要国の協調関係が生まれる素地

となるであろう。